

小美玉市森林整備計画

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和14年3月31日

令和4年3月28日
茨城県

小美玉市

小美玉市位置図



目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	15

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	1 6
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 6
3	作業路網の整備に関する事項	1 6
4	その他必要な事項	1 7
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 7
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 7
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 7
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 7
2	その他必要な事項	1 7
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 7
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	1 8
3	林野火災の予防の方法	1 8
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 8
5	その他必要な事項	1 8
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	1 8
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の 施業の方法に関する事項	1 8
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	1 8
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	1 8
2	生活環境の整備に関する事項	1 9
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 9
4	森林の総合利用の推進に関する事項	1 9
5	住民参加による森林の整備に関する事項	1 9
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 0
7	その他必要な事項	2 0

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は茨城県のはぼ中央部に位置し、北側は笠間市、南側は行方市、東側は鉾田市、西側は石岡市に面している。

本市は、概ね東経 140° 39′ から 140° 44′ で、北緯 36° 27′ から 36° 28′ にある。

本市における土地利用の状況は、総面積 13,979ha の内、民有林面積は 2,142.29ha で総面積に占める割合は 15.3% で県平均よりかなり下回るものとなっている。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、住民意識の面では、良好な環境の中で“ゆとり”と“うるおい”のある生活を求める方向が強まっていることとあわせ、森林の持つ水源の涵養、山地災害防止、快適環境の形成等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから、本市においても人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の整備を住民と一体となって積極的に推進することとする。

2 森林整備の基本方針

霞ヶ浦地域森林計画に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次の (1)、(2) のとおりとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(ア) 「水源涵養機能」における森林整備

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安全供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層文化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ため池等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 「山地災害防止機能／土壤保全機能」における森林整備

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、

崩壊その防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 「快適環境形成機能」における森林整備

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保全林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 「保健・レクリエーション機能」における森林整備

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 「文化機能」における森林整備

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 「生物多様性保全機能」における森林整備

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畦林などの属地的に機能の発揮が求められる森林について

は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮し適切に保全することとする。

(キ) 「木材等生産機能」における森林整備

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の人工林は各地に分散し、施業の共同化が行いにくい状況であるが、人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進することとしている。そのため、霞ヶ浦地域森林計画の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」を踏まえ、次のとおり定める。

森林所有者や森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、森林施業の団地化、林業担い手の育成、国産材の生産、流通及び加工における整備を推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

霞ヶ浦地域森林計画に定める「立木の標準伐採期齢に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
小 美 玉 市 (旧小川町・美野里町)	45 年	50 年	40 年	15 年	15 年
小美玉市(旧玉里村)	40 年	45 年	35 年	15 年	15 年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

霞ヶ浦地域森林計画に定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。

以下同じ。)が、再び立木地となることをいう。以下同じ。)を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

霞ヶ浦地域森林計画で定める「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

樹種の選定に当たっては、この地域の自然条件、立木の生育状況特性及び経営上有利なものを考慮して、適地適木により、スギ・ヒノキを主な造林樹種とする。

また、松くい虫被害跡地の造林については、経営目的及び自然条件に合った樹種を造林樹種として選定するものとする。

さらに、広葉樹の植栽あるいは萌芽による天然更新については、自然条件、前生樹種、既往の

文献等を考慮し、経営目的に合った樹種を優先して選定するものとする。

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ
-----------	--------------------------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

霞ヶ浦地域森林計画で定める「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イの事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
ヒノキ	密仕立	3,500 ~ 4,000	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
マツ	密仕立	5,000 ~ 6,000	

注)上記の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。</p> <p>「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取りのぞくものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p> <p>また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。</p>

植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意する。</p> <p>植え付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストなど再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。</p> <p>ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

霞ヶ浦地域森林計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定める。

(1) 天然更新の対象樹種

霞ヶ浦地域森林計画で定める「天然更新の対象樹種に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	1 ha 当たり 10,000 本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

霞ヶ浦地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項を定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認するにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用し、次の項目をすべて満たした場合とする。

項目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1ha 当たり 3,000 本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

霞ヶ浦地域森林計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

霞ヶ浦地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当無し	該当無し

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

霞ヶ浦地域森林計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に基づき，次のとおり定める。

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	3,000	15~25	20~35	25~40	—	標準伐期齢を越える森林は15年に1回，標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	~3,500	15~25	20~30	30~40	40~55	
			15~30	20~35	—	—	
ヒノキ	3,500 ~4,000	20~30	25~40	35~50	—	標準伐期齢を越える森林は15年に1回，標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類		下刈り		つる切り		除 伐		枝 打 ち	
樹 種		ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ
実 施 林 齢 ・ 回 数	1	1	1						
	2	1	1						
	3	1	1						
	4	1	1						
	5	1	1						
	6	1	1					1	
	7	1	1	1	1				1
	8								
	9					1	1	1	
	10								1
	11			1	1				
	12							1	
	13					1	1		1
	14								
	15							1	
	16								1
	17								
	18							1	
	19								1
	20								
	21								
	22								1
		雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。 下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。		つる類の繁茂状況に応じて行う。		除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。		経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

地域の用水源として重要なため池の周辺に存する森林，水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし，伐期の間隔の拡大を図り，当該森林の伐期齢について，樹種ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

森林施業を推進する区域については，別表2により定めるものとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を，次の①から③までに掲げ，別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林，山地災害防止機能が高い森林等について定めるものとする。具体的には，傾斜の急な箇所，土壌等が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林，風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林，快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。具体的には，都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林，市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林，気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県自然環境保全条例に規定する緑地環境保全地域に係る森林，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林，歴史的，文化的，社会的資産と一体となり良好な自然景観等を形成する森林，保健文化機能が高い森林等について定める。具体的には，景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって，保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち，保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等を定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林については、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢下限について、樹種別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から③に掲げる森林の区域については、森林の施業の方法ごとに別表2により定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の育成に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めるものとする。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項 該当なし

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2,9,13,15,21,23,25,29,34,38～ 40,42～ 46,53,55,56,62,66,68,73,76,77,8 0 林班	694.27
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	75 林班 5,7～ 13,22,23,52,56,57,60,61,68,97,1 01,102,133 小班 76 林班 82～94 小班 82 林班 1,62,64,70,76,77,116,117,120～ 122,124～128,149 小班	7.58
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	42,43,44,50,52 林班	111.73
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70 林班 35 小班 81 林班 15,50～52,55,62 小班	1.86
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	—	—

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		2,9,13,15,21,23,25,29,34,38～ 40,42～ 46,53,55,56,62,66,68,73,76,77,8 0 林班	694.27
長伐期施業を推進すべき森林		42,43,44,50,52 林班	111.73
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	75 林班 5,7～ 13,22,23,52,56,57,60,61,68,97,1 01,102,133 小班 76 林班 82～94 小班 82 林班 1,62,64,70,76,77,116,117,120～ 122,124～128,149 小班	7.58
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	70 林班 35 小班 81 林班 15,50～52,55,62 小班	1.86
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては農村地帯に点在する平地林が大部分を占めているため小規模所有者がほとんどである。そのため、森林の施業を林業事業体等に委託することにより、施業の集約化を図り、計画的な森林施業を行うものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者個人での施業が不可能な場合においては、県及び林業事業体と協力して、必要な情報の提供を行い、林業事業体への長期の施業委託等森林の経営の委託への助言及び斡旋を行い、経営規模の拡大を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業又は経営の受委託実施するにあたっては、責務や育成権及び収益権を明らかにし、履行が困難となる事情が発生しないよう、事前に合意形成を図ることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化の促進については、森林所有者への森林施業に関する啓発、森林経営の指導、森林の経営受託等の働きかけを行い、共同又は長期受委託による森林経営計画又は森林経営計画の策定に向けた指導と計画の実行確保を図り、森林の適正管理と森林資源の活用に資するため森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林は小規模分散型を呈しており、単独で森林施業を計画的に実施することが困難な状況にある。このため、森林施業を林業事業体等へ委託を働きかけることにより、共同化を促進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同制作者が果たすべき責務

等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	3 5 以上	7 5 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	2 5 以上	6 0 以上	8 5 以上
	架線系作業システム	2 5 以上	0 以上	2 5 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	1 5 以上	4 5 以上	6 0 以上
	架線系作業システム	1 5 以上	< 3 5 > 0 以上	< 5 0 > 2 0 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

(注)

- 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
—	—	—	—	—	—

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第60号林野庁長官通知）を基本として開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字, 林班等)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	前半5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年1月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適性に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

小規模な森林所有者が多く、しかも農業等との兼業がほとんどである本市においては、林業従事者の養成及び確保を進めるため、関係機関及び団体等との連携を密に図り、各種林業補助施策を導入することについて検討することにより、林業従事者の技術向上、後継者の育成に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

風害・干害、各種病虫害等から森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

近年、本県でも被害が確認されたカシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、広く情報を収集するとともに、監視を徹底し、地域の体制づくりを含めた適切な防除を推進する。

(2) その他

該当なし

- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
ウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、森林保全巡視員等による巡回を徹底し、早期発見及び早期防除に努める。
- 3 林野火災の予防の方法
林野火災等による森林被害を防止するため、地域への入込み者に対して林野火災の予防啓発、森林保護の啓蒙に努めるものとする。
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は、市内所管の消防署長あてに申請し、許可が必要となる。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし
 - (2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - (1) 森林保健施設の整備
該当なし
 - (2) 立木の期待平均樹高
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
1 小美玉市北部	6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 21 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36	516.27
2 小美玉市中部	1, 2, 3, 4, 5, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 37, 38, 39, 40, 66, 67, 68, 69, 71, 72, 73, 74	749.16
3 小美玉市東部	41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 70	668.72
4 小美玉市南部	75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83	208.14

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募

金への協力などの取り組みを推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

特になし